⑤　「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」又は「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は契約を解除する。

⑹　各構成員において、沖縄総合事務局開発建設部が発注した工事（港湾空港関係を除く）で当該工種における過去２年度の工事成績評定点の平均点が２年連続で60点未満でないこと。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料等」という）の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から、「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和60年８月６日付け総会計第642号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者（出向元及び派遣元含む）と資本若しくは人事面（出向及び派遣元含む）において関連がある建設業者でないこと（入札説明書参照）。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）。

⑽　指定した課題に対する技術提案が適切であること。

なお、技術提案が適切と認められない場合、標準案に基づいて施工する意志がある場合は、技術提案にその旨を記入すること。

⑾　技術提案の内容について、配置予定技術者へのヒアリングを行うが、申請した配置予定技術者がヒアリングに出席できない場合は競争参加資格を認めない。

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒀　競争参加資格確認のため、添付を義務付けた資料の添付がない場合、あるいは記載内容の確認ができない場合は、書類不備により、参加資格の確認ができないものとして不合格とする。また、参考見積書が提出されなかった場合も不合格とする。

３　総合評価に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

①　提出された申請書等により、下記１）に示す一次審査を実施し審査評価点合計が上位15者（ただし、15者目の審査評価点の合計と同点の者が複数いる場合は、そのすべての者を含む）以外の競争参加者による入札を無効とする。また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、沖縄総合事務局開発建設部入札契約手続運営委員会における審査の結果、上記２⑷の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、上位15者（ただし、15者目の審査評価点の合計と同点の者が複数いる場合は、そのすべての者を含む）に追加する。

②　一次審査評価点合計上位15者（ただし、15者目の審査評価点の合計と同点の者が複数いる場合は、そのすべての者を含む）及び上記３⑴①により追加された者によって提出された技術提案書により、下記２）に示す二次審査を実施する。

③　当該工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を付与する。

④　下記⑵㋑の技術提案により最大60点の加算点を与える。

⑤　下記⑵㋐の評価項目について、入札説明書で定めるところにより施工体制評価点を最大30点与える。

⑥　標準点、施工体制評価点及び二次審査の結果により付与された加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という）を用いて落札者を決定する。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

１）一次審査　以下の項目㋐から㋑における審査評価点合計の上位15者（ただし、15者目の審査評価点の合計と同点の者が複数いる場合は、そのすべての者を含む）以外の競争参加者による入札を無効とする。また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、沖縄総合事務局開発建設部入札契約手続運営委員会における審査の結果、上記２⑸の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、上位15者（ただし、15者目の審査評価点の合計と同点の者が複数いる場合は、そのすべての者を含む）に追加する。

㋐　企業の能力に関する事項

㋑　技術者の能力に関する事項

※最大24点の審査評価点とする。

２）二次審査　技術提案書を提出した者を対象に実施する。ただし、上位15者（ただし、15者目の審査評価点の合計と同点の者が複数いる場合は、そのすべての者を含む）及び上記３⑴①により追加された者以外の競争参加資格者による技術提案については評価を行わない。

⑵　施工体制評価点及び加算点評価項目と審査項目　評価及び審査項目以下に示す項目を評価又は審査項目とする。

㋐　施工体制（品質確保の実効性・施工体制確保の確実性）

㋑　性能等の評価に関する事項

ⅰ　工事目的物の性能、機能に関する技術提案

・「コンクリートの品質確保」について

ⅱ　社会的要請への対応に関する技術提案

・「工事全般の安全管理」について

※㋐の項目で最大30点、㋑の項目で最大60点の加算点とする。

⑶　入札の評価に関する基準　総合評価に関する評価項目は、次のとおりとするが詳細については、入札説明書による。

なお、過度なコスト負担を要する提案（オーバースペック）の場合は認めない。

・技術提案

・施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

⑷　技術提案の審査　技術提案の審査の考査項目は入札説明書による。

⑸　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知と別途に通知する。

⑹　入札の条件　競争参加資格の確認の通知において、技術提案に基づく施工計画により競争参加資格を認められた者は当該提案に基づく入札を行い、標準案に基づく施工計画により競争参加資格を認められた者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とする。

⑺　総合評価の方法

①　標準点　入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められた場合には標準点として100点を与える。

②　加算点　技術提案の内容に応じて加算点を与える。

なお、加算点の最高点は60点とする。

③　施工体制評価点　施工体制に関する資料の内容に応じて、施工体制評価点を与える。

なお、施工体制評価点の最高点は30点（品質確保の実効性15点、施工体制確保の確実性15点）とする。

④　総合評価　価格及び技術提案に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記①及び②並びに③により得られる標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という）をもって行う。

⑻　ヒアリングの実施（施工体制の審査）　入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格（入札説明書の別紙を参照のこと）に満たない者については、どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、開札後速やかに、ヒアリングを実施する。また、併せて、調査基準価格を超える者についてもヒアリング（電話での確認行為）を実施する。

なお、ヒアリングの日時、場所、資料等は入札説明書による。

⑼　落札者の決定方法　落札者の決定は、標準案の場合は価格及び標準案による施工計画、技術提案の場合は技術提案による施工計画及び価格をもって入札した者で、次の①から③の要件に該当する者のうち、「評価値」の最も高い者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

②　評価値が標準点を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。

③　提出した技術資料等及び入札価格に基づき、本工事を確実に実現できること。